

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	平成26年度に実施した区内中小企業調査において、約4分の1の企業から「人材育成」に課題があるという回答があった。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	区内の産業を担う人材を育成し、区内中小企業の経営基盤を強化する点で、区の政策に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区内中小企業の人材育成と産業活性化のため、区が補助する必要がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	受講料に対する補助を実施することで、区内中小企業に人材育成の機会を提供することができる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報やホームページ等により広く周知し、申請の機会を確保している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	要綱に基づき適正に交付決定を行う。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	補助対象経費の内容から、補助金による支援以外に代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	若手社員の職場定着の促進と人材の育成を図り、区内中小企業の経営基盤の強化につながる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	区内中小企業が負担する受講料を軽減することで、講座への参加を促進する。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	企業が元気になることで経済が活性化し、景気浮揚することで区民生活の向上が見込まれる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法、文京区補助金等交付規則等にのった補助制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助対象者は、企業の若手社員の育成のために、社員をセミナーに参加させる。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	区への実績報告書提出によるチェックを行う。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	—	—	—	60
決算(予算)額	—	—	—	420
国庫支出金				0
都支出金				0
その他				0
一般財源				420
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	平成28年度から補助開始予定			

5 課題及び今後の方向性

平成28年4月から東京商工会議所文京支部が実施する、新人社員向けセミナーの受講料に対して補助を行う。